新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和7年3月19日

新潟県市町村総合事務組合

り

条	例	ページ
1	0	新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・3
1	1	新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・17
1	2	新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・21
1	3	新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・22
規	則	
	3	新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則… 25
	4	新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・30
	5	新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・31
	6	新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する
	規	則 · · · · · · · · · · · · · · · · 33
	7	新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する
	規	則 · · · · · · · · · · · · · · · · 34
	8	新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・37
	9	新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
	改	正する規則39
1	0	新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・42
1	1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則・・・・・・・45

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年3月19日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第10号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合条例第11号)

- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第12号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第13号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後

(級及び給料)

(級及び給料)

(略)

第5条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

第5条

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 前項の規定により職員(次項各号に掲げ <u>る</u>職員を除く。以下この項において同じ。) を昇給させるか否か及び昇給させる場合の 昇給の号給数は、前項前段に規定する期間 の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項 後段の規定の適用を受けない職員の昇給の 号給数を4号給とすることを標準として規 則で定める基準に従い決定するものとす る。
- 5 前項の規定により職員(次項に規定する 職員を除く。以下この項において同じ。)を 昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇 給の号給数は、前項前段に規定する期間の 全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後 段の規定の適用を受けない職員の昇給の号 給数を4号給(行政職給料表の適用を受け る職員でその職務の級が5級以上であるも のにあっては、3号給)とすることを標準 として規則で定める基準に従い決定するも のとする。

改正前

- 6 <u>次の各号に掲げる</u>職員の第4項の規定に よる昇給は、<u>当該各号に掲げる職員の区分</u> <u>に応じ</u>同項前段に規定する期間における当 該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、 同項後段の規定の適用を受けない場合に限 り行うものとし、昇給させる場合の昇給の 号給数は、勤務成績に応じて規則で定める 基準に従い決定するものとする。
- 6 <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56</u> 歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達し た日以後直近の3月31日を越えて在職する 職員の第4項の規定による昇給は、同項前 段に規定する期間における当該職員の勤務 成績が特に良好であり、かつ、同項後段の 規定の適用を受けない場合に限り行うもの とし、昇給させる場合の昇給の号給数は、 勤務成績に応じて規則で定める基準に従い 決定するものとする。
- (1) 55歳 (規則で定める職員にあっては、 56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に 達した日以後直近の3月31日を越えて在 職する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

 $7 \sim 9$ (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

2 扶養手当の支給については、次に掲げる 者で他に生計の途がなく主としてその職員 の扶養を受けているものを扶養親族とす る。 $7 \sim 9$ (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる 者で他に生計の途がなく主としてその職員 の扶養を受けているものを扶養親族とす る。
 - (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下 同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31
- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある子

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族<u>(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき<u>13,000円</u>、同項第2号<u>から第5号までのいずれか</u>に該当する扶養親族については1人につき<u>6,500円</u>とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する 日以後の最初の4月1日から満22歳に達す る日以後の最初の3月31日までの間にある 子がいる場合における扶養手当の月額は、 前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期</u> 間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて 得た額を同項の規定による額に加算した額 とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族 の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養 手当の支給に関し必要な事項は、規則で定 める。

- 日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号<u>及び第3</u> 号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項 第2号に該当する扶養親族<u>(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき 10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する 日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下</u>「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第12条 新たに職員となった者に扶養親族が ある場合又は職員に次の各号のいずれかに 掲げる事実が生じた場合においては、その 職員は、直ちにその旨を管理者に届け出な ければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに 至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は前条第2項 第3号若しくは第5号に該当する扶養親族 が、満22歳に達した日以後の最初の3月31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった 者に扶養親族がある場合においてはその者 が職員になった日、職員に扶養親族で前項 の規定による届出に係るものがない場合に おいてその職員に同項第1号に掲げる事実 が生じたときはその事実が生じた日の属す る月の翌月(これらの日が月の初日である ときは、その日の属する月)から開始し、扶 養手当を受けている職員が離職し、又は死

(地域手当)

第12条 (略)

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び 管理職手当の月額の合計額に100分の<u>1</u>を 超えない範囲内で規則で定める割合を乗じ て得た額とする。

(通勤手当)

- 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のための交通機関又は有料道路 (以下<u>この条</u>において「交通機関等」と いう。)を利用してその運賃又は料金(以 下この項から<u>第4項</u>までにおいて「運賃 等」という。)を負担することを常例とす る職員(交通機関等を利用しなければ通

亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1 項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族 で第1項の規定による届出に係るものの 一部が扶養親族たる要件を欠くに至った 場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定 による届出に係るもののうち特定期間に ある子でなかった者が特定期間にある子 となった場合

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び 管理職手当の月額の合計額に100分の1.5を 超えない範囲内で規則で定める割合を乗じ て得た額とする。

(通勤手当)

- 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のための交通機関又は有料道路 (以下<u>この項から第3項まで</u>において 「交通機関等」という。)を利用してその 運賃又は料金(以下この項から<u>第3項</u>ま でにおいて「運賃等」という。)を負担す ることを常例とする職員(交通機関等を

勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) • (3) (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項及び第6項において「運賃等相当額」という。)。

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の 移転に伴い、所在する地域を異にする公署 に在勤することとなったことにより、通勤 の実情に変更を生ずることとなった職員で 利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) • (3) (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、規則で定めるところにより算 出した当該職員の支給単位期間の通勤に 要する運賃等の額に相当する額(以下こ の号及び次号において「運賃等相当額」 という。)。ただし、運賃等相当額を支給 単位期間の月数で除して得た額(以下こ の号及び第3号において「1箇月当たり の運賃等相当額」という。) が55,000円を 超えるときは、支給単位期間につき、 55,000円に支給単位期間の月数を乗じて 得た額(当該職員が2以上の交通機関等 を利用するものとして当該運賃等の額を 算出する場合において、1箇月当たりの 運賃等相当額の合計額が55,000円を超え るときは、当該職員の通勤手当に係る支 給単位期間のうち最も長い支給単位期間 につき、55,000円に当該支給単位期間の 月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の 移転に伴い、所在する地域を異にする公署 に在勤することとなったことにより、通勤 の実情に変更を生ずることとなった職員で (1) 新幹線鉄道等<u>の利用</u>に係る<u>特別料金等</u> <u>に係る</u>通勤手当 支給単位期間につき、 規則で定めるところにより算出した当該 職員の支給単位期間の通勤に要する特別 料金等の額に相当する額<u>(第6項におい</u> て「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

5 (略)

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から第5項まで

規則で定めるもののうち、第1項第1号又 は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公 署の移転の直前の住居(当該住居に相当す るものとして規則で定める住居を含む。)か らの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行 列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (第1号及び次号において「新幹線鉄道等」 という。) でその利用が規則で定める基準に 照らして通勤事情の改善に相当程度資する ものであると認められるものを利用し、そ の利用に係る特別料金等(その利用に係る 運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎 となる運賃等に相当する額を減じた額をい う。第1号及び次号において同じ。)を負担 することを常例とするものの通勤手当の額 は、前2項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単 位期間につき、規則で定めるところによ り算出した当該職員の支給単位期間の通 勤に要する特別料金等の額の2分の1に 相当する額。ただし、当該額を支給単位 期間の月数で除して得た額(以下この号 において「1箇月当たりの特別料金等2 分の1相当額」という。)が2万円を超え るときは、支給単位期間につき、2万円 に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利 用するものとして当該特別料金等の額を 算出する場合において、1箇月当たりの 特別料金等2分の1相当額の合計額が2 万円を超えるときは、当該職員の新幹線 鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期 間のうち最も長い支給単位期間につき、 2万円に当該支給単位期間の月数を乗じ て得た額)

(2) (略)

5 (略)

の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当 に係る支給単位期間のうち最も長い支給単 位期間につき、15万円に当該支給単位期間 の月数を乗じて得た額とする。

$7 \sim 10$ (略)

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務する職員に は、その勤務した全時間に対して勤務1時 間につき、次条に規定する勤務1時間当た りの給与額の100分の25を夜勤手当として 支給する。

(管理職員特別勤務手当)

- 第22条 第10条第1項の規定の適用を受ける 職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により週休日又は休日等(次項 において「週休日等」という。) に勤務をし た場合は、当該職員には、管理職員特別勤 務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第10条第1 項の規定の適用を受ける職員が災害への対 処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10時から翌日の午前5時までの間(週休日 等に含まれる時間を除く。) であって正規の 勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、 当該職員には、管理職員特別勤務手当を支 給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める額(前2項に規定する勤務に従事する 時間を考慮して規則で定める勤務をした職 員にあっては、その額に100分の150を乗じ て得た額)とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1 回につき、12,000円を超えない範囲内に おいて規則で定める額

(2) (略)

(略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての 適用除外)

第27条 第5条第2項から第9項まで及び第 11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職 員には適用しない。

第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数 | 第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数

$6 \sim 9$ (略)

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務する職員に は、その勤務した全時間に対して勤務1時 間につき、第19条に規定する勤務1時間当 たりの給与額の100分の25を夜勤手当とし て支給する。

(管理職員特別勤務手当)

- 第22条 第10条第1項の規定の適用を受ける 職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により週休日又は休日等(次項 において「週休日等」という。) に勤務した 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務 手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第10条第1 項の規定の適用を受ける職員が災害への対 処その他の臨時又は緊急の必要により週休 日等以外の日の午前0時から午前5時まで の間であって正規の勤務時間以外の時間に 勤務した場合は、当該職員には、管理職員 特別勤務手当を支給する。
- 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1 回につき、12,000円を超えない範囲内に おいて規則で定める額(当該勤務に従事 する時間等を考慮して規則で定める勤務 をした職員にあっては、その額に100分の 150を乗じて得た額)
 - (2) (略)

(略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての 適用除外)

- 第27条 第5条第2項から第9項まで並びに 第11条、第12条及び第13条の規定は、定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。

条例(<u>平成19年条例第3号</u>)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

条例(平成16年条例第6号)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2級	3 級	4級	5 級	6 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500
	15	204, 400	249, 800	280,000	318,600	344, 700	378, 400
定年	16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200
前再							
任用	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700
短時	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500
間勤	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200
務職	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
員以							
外の	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
職員	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900

24 218 25 220 26 221 27 223 28 224 29 225	, 800 258, 400 , 400 259, 400 , 000 260, 400 , 700 261, 300 , 000 262, 200 , 300 263, 100	291, 100 292, 400 293, 400	331, 400 333, 000 334, 200 336, 100	356, 700 358, 200 359, 900	391, 300 392, 700 394, 100
25 220 26 221 27 223 28 224 29 225	, 000 260, 400 , 700 261, 300 , 000 262, 200	292, 400 293, 400	334, 200	359, 900	ŕ
26 221 27 223 28 224 29 225	, 700 261, 300 , 000 262, 200	293, 400	·		394, 100
26 221 27 223 28 224 29 225	, 700 261, 300 , 000 262, 200	293, 400	·		394, 100
27 223 28 224 29 225	,000 262,200		336, 100	0.01 500	
28 224 29 225		294, 400		361, 700	395, 300
29 225	300 263 100		337, 800	363, 400	396, 500
	, 500 205, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
30 226	,600 263,900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
	, 700 264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31 227	,800 265,500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32 228	, 900 266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402,000
33 230	,000 267,000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34 231	, 100 267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35 232	, 200 268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100
36 233	, 300 269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37 234	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38 235	, 400 270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39 236	, 400 271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40 237	, 300 272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41 238	, 200 273, 000	311, 700	360,000	378, 700	407, 300
42 239	, 100 273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43 239	, 900 274, 600	314, 300	361,800	380, 300	407, 800
44 240	, 700 275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45 241	, 400 276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46 242	,000 276,700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47 242	, 600 277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48 243	, 200 278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49 243	,800 278,800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50 244	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51 245	,000 280,200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52 245	,500 280,900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
	,000 281,500		370, 000	386, 600	410, 600
	, 400 282, 200		370, 600	387, 200	410, 900
	, 700 282, 800		371, 300	387, 800	411, 200
56 247	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500

57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412,000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334,600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380,000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341,500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385,000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			

90 257, 200 298, 300 347, 400 91 257, 500 298, 600 347, 800 92 257, 800 299, 000 348, 200 93 258, 100 299, 200 348, 400 94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 96 300, 100 349, 500 97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 351, 500 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 353, 200 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 123 307, 900				
92 257,800 299,000 348,200 93 258,100 299,200 348,400 94 299,400 348,800 95 299,700 349,200 300,300 349,800 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,000 353,900 109 303,800 354,200 111 304,600 354,200 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000	90	257, 200	298, 300	347, 400
93 258, 100 299, 200 348, 400 299, 400 348, 800 299, 700 349, 200 349, 500 300, 100 349, 500 300, 300 349, 800 350, 200 301, 400 351, 500 301, 400 351, 500 301, 400 351, 900 352, 300 104 302, 500 353, 600 107 303, 300 353, 600 303, 600 353, 600 303, 600 353, 600 303, 300 353, 600 303, 300 353, 600 303, 300 353, 600 303, 300 354, 200 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 121 307, 400 122 307, 600 122 3	91	257, 500	298, 600	347, 800
94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 300, 100 349, 500 97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 351, 500 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 353, 200 105 302, 700 353, 200 106 303, 300 354, 200 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 307, 000 120 307, 600	92	257, 800	299, 000	348, 200
94 299, 400 348, 800 95 299, 700 349, 200 300, 100 349, 500 97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 351, 500 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 353, 200 105 302, 700 353, 200 106 303, 300 354, 200 107 303, 300 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 307, 000 120 307, 600				
95 299,700 349,200 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 105 302,700 353,000 106 303,000 353,900 108 303,800 354,200 109 303,800 354,200 110 304,600 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000	93	258, 100	299, 200	348, 400
95 299,700 349,200 300,100 349,500 97 300,300 349,800 98 300,600 350,200 99 301,000 350,600 100 301,400 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 105 302,700 353,000 106 303,000 353,900 108 303,800 354,200 109 303,800 354,200 110 304,600 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000	94		299, 400	348, 800
96 300, 100 349, 500 97 300, 300 349, 800 98 300, 600 350, 200 99 301, 000 351, 000 100 301, 400 351, 500 102 301, 900 352, 300 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 353, 600 107 303, 300 353, 600 108 303, 600 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 306, 200 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 600				
97				
98 300,600 350,200 301,000 350,600 301,000 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,800 354,200 109 303,800 354,200 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000			,	,
98 300,600 350,200 301,000 350,600 301,000 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,800 354,200 109 303,800 354,200 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000	97		300, 300	349, 800
99 301,000 350,600 100 301,400 351,000 101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 353,200 105 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,800 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000				
100 301, 400 351, 000 101 301, 600 351, 500 102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 354, 200 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 354, 700 111 304, 600 354, 700 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
101 301,600 351,500 102 301,900 351,900 103 302,200 352,300 104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,800 354,200 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,000 117 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000 121 307,400 122 307,600				
102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 307, 000 120 307, 000	100		301, 400	331,000
102 301, 900 351, 900 103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 307, 000 120 307, 000	101		001 600	051 500
103 302, 200 352, 300 104 302, 500 352, 700 105 302, 700 353, 200 106 303, 000 353, 600 107 303, 300 353, 900 108 303, 800 354, 200 110 304, 200 111 304, 600 112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 400 121 307, 400 122 307, 600				
104 302,500 352,700 105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,800 354,200 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000 121 307,400 122 307,600				
105 302,700 353,200 106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 111 304,600 112 304,900 113 305,100 114 305,300 115 305,600 116 306,200 118 306,400 119 306,700 120 307,000 121 307,400 122 307,600				
106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 304,900 111 304,900 305,100 113 305,300 305,600 115 305,600 306,000 117 306,200 306,400 119 306,700 307,000 121 307,400 307,600	104		302, 500	352, 700
106 303,000 353,600 107 303,300 353,900 108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 304,900 111 304,900 305,100 113 305,300 305,600 115 305,600 306,000 117 306,200 306,400 119 306,700 307,000 121 307,400 307,600				
107 303, 300 353, 900 108 303, 600 354, 200 109 303, 800 354, 700 110 304, 200 304, 600 111 304, 600 304, 900 113 305, 100 305, 300 114 305, 300 305, 600 116 306, 000 306, 000 117 306, 200 306, 400 119 306, 700 307, 000 121 307, 400 307, 600	105		302, 700	353, 200
108 303,600 354,200 109 303,800 354,700 110 304,200 304,600 111 304,600 304,900 113 305,100 305,300 114 305,300 305,600 115 306,000 306,000 117 306,200 306,400 118 306,700 307,000 120 307,000 307,000	106		303, 000	353, 600
109 303,800 354,700 110 304,200 304,600 111 304,600 304,900 113 305,100 305,300 114 305,300 305,600 115 306,000 306,000 117 306,200 306,400 118 306,400 307,000 120 307,000 307,600	107		303, 300	353, 900
110 304, 200 111 304, 600 304, 900 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	108		303, 600	354, 200
110 304, 200 111 304, 600 304, 900 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
111 304,600 112 304,900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	109		303, 800	354, 700
112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	110		304, 200	
112 304, 900 113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	111		304, 600	
113 305, 100 114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600			,	
114 305, 300 115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	113		305, 100	
115 305, 600 116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
116 306, 000 117 306, 200 118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
117 118 306, 200 306, 400 306, 700 307, 000 121 307, 400 307, 600				
118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	110		300, 000	
118 306, 400 119 306, 700 120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600	117		306 300	
119 120 306, 700 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
120 307, 000 121 307, 400 122 307, 600				
121 122 307, 400 307, 600				
122 307, 600	120		307, 000	
122 307, 600				
123 307, 900				
	123		307, 900	

	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円	円
任用		192,000	219, 500	260,000	279, 700	294, 900	320,600
短時							
間勤							
務職							
員							

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切換え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用 については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
 - 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給		新	テ 給	
	3級	4級	5級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1

8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35

48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	

88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

新潟県市町村総合事務組合条例第11号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号)の一部 を次のように改正する。

改正後

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

- 第8条の3 管理者は、次に掲げる子(民法(明 治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定 により職員が当該職員との間における同項に 規定する特別養子縁組の成立について家庭裁 判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事 件が裁判所に係属している場合に限る。) であ って、当該職員が現に監護するもの、児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号 の規定により同法第6条の4第2号に規定す る養子縁組里親である職員に委託されている 児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育 児休業等に関する条例(平成16年条例第43号) 第2条の2に規定する者を含む。以下この項及 び次項並びに次条第1項から第3項までにお いて同じ。) のある職員が、規則の定めるところ により、当該子を養育するために請求した場合 には、公務の運営に支障がある場合を除き、規 則で定めるところにより、当該職員に当該請求 に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、 職員が育児又は介護を行うためのものとして あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務 時間の割振りによる勤務をいう。第3項におい て同じ。)をさせるものとする。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している<u>子</u>
- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するも

改正前

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

- 第8条の3 管理者は、次に掲げる職員が、規則 で定めるところにより、その子(民法(明治29 年法律第89号) 第817条の2第1項の規定によ り職員が当該職員との間における同項に規定 する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。) であって、 当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭 和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規 定により同法第6条の4第2号に規定する養 子縁組里親である職員に委託されている児童 及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休 業等に関する条例(平成16年条例第43号)第2 条の2に規定する者を含む。以下この条及び次 条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養 育するために請求した場合には、公務の運営に 支障がある場合を除き、規則で定めるところに より、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務 (始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護 を行うためのものとしてあらかじめ定められ た特定の時刻とする勤務時間の割振りによる 勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるも のとする。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの<u>子のあ</u> る職員
 - (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別 支援学校の小学部に就学している子のある 職員であって、規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介 護者を介護する職員について準用する。この場 合において、前項中「次に掲げる<u>職員が、規則</u> で定めるところにより、その子(民法(明治29 年法律第89号)第817条の2第1項の規定によ り職員が当該職員との間における同項に規定 する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。)であって、

の、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27 条第1項第3号の規定により同法第6条の4 第2号に規定する養子縁組里親である職員に 委託されている児童及び新潟県市町村総合事 務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 16年条例第43号)第2条の2に規定する者を 含む。以下この項及び次項並びに次条第1項 から第3項までにおいて同じ。)」とあるのは 「第16条第1項に規定する要介護者(以下 「要介護者」という。)」と、「当該子を養育」 とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替 えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限)

第9条 (略)

2 管理者は、小学校就学の始期に達するまで の子のある職員が規則で定めるところによ り、当該子を養育するために請求した場合に は、当該請求をした職員の業務を処理するた めの措置を講ずることが著しく困難である場 合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災 害その他避けることのできない事由に基づく 臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさ せてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する 要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、第1項中「小学校就学の 始期に達するまでの子のある職員(職員の配 偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間をいう。以 下この項において同じ。) において常態として 当該子を養育することができるものとして規 則で定める者に該当する場合における当該職 員を除く。)が、規則で定めるところにより、 当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前 項中「小学校就学の始期に達するまでの子の ある職員が、規則で定めるところにより、当 該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規 定する要介護者(以下「要介護者」という。) のある職員が、規則で定めるところにより、 当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜に おける」とあるのは「深夜(午後10時から翌

当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号)第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限)

第9条 (略)

2 管理者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要 介護者を介護する職員について準用する。この 場合において、第1項中「小学校就学の始期に 達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当 該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。以下この項にお いて同じ。) において常態として当該子を養育 することができるものとして規則で定める者 に該当する場合における当該職員を除く。)が、 規則で定めるところにより、当該子を養育」と あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員 が、規則で定めるところにより、当該子を養育」 とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達す るまでの子のある職員が、規則で定めるところ により、当該子を養育」とあるのは「第16条第 1項に規定する要介護者(以下「要介護者」と いう。) のある職員が、規則で定めるところによ り、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜 日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) • (2) (略)

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289 号)の適用を受ける職員、特別職に属する地 方公務員、新潟県市町村総合事務組合以外の 地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住 宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定 する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭 和45年法律第82号) に規定する地方道路公 社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47年法律第66号) に規定する土地開発公社、 沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国 若しくは地方公共団体の事務若しくは事業 と密接な関連を有する法人のうち規則で定 めるものに使用される者(以下この号におい て「地方公営企業等労働関係法適用職員等」 という。) であった者であって引き続き当該 年に新たに職員となったものその他規則で 定める職員 地方公営企業等労働関係法適 用職員等としての在職期間及びその期間中 における年次有給休暇の残日数等を考慮し、 20日に次項の規則で定める日数を加えた日 数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 · 3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及

における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) • (2) (略)

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289 号)の適用を受ける職員、特別職に属する地 方公務員、新潟県市町村総合事務組合以外の 地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住 宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定 する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭 和45年法律第82号) に規定する地方道路公 社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47年法律第66号) に規定する土地開発公社、 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年 法律第99号) 第1条に規定する公庫その他そ の業務が国若しくは地方公共団体の事務若 しくは事業と密接な関連を有する法人のう ち規則で定めるものに使用される者(以下こ の号において「地方公営企業等労働関係法適 用職員等」という。) であった者であって引き 続き当該年に新たに職員となったものその 他規則で定める職員 地方公営企業等労働 関係法適用職員等としての在職期間及びそ の期間中における年次有給休暇の残日数等 を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を 加えた日数を超えない範囲内で規則で定め る日数

2 · 3 (略)

- び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に 達した日の属する年度(4月1日から翌年の3 月31日までをいう。)において、前項に規定する 事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第19条の3 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る 研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の 整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。(新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第6号)の一部を次のように改正する。 附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

改正後

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の 条例で定める特別の事情は、次に掲げる事 情とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当 すること又は<u>前条</u>の規定に該当するこ と。

(7) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ いては、1日につき、当該非常勤職員につ いて1日につき定められた勤務時間から5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第67条の規 定による育児時間又は育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成3年法律第76号)第61条の 2第20項の規定による介護をするための時 間(以下「介護をするための時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合にあって は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をする ための時間の承認を受けて勤務しない時間 を減じた時間を超えない範囲内で)行うも のとする。

改正前

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の 条例で定める特別の事情は、次に掲げる事 情とする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当 すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当す ること。

(7) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ いては、1日につき、当該非常勤職員につ いて1日につき定められた勤務時間から5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第67条の規 定による育児時間又は育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成3年法律第76号)第61条第 32項において読み替えて準用する同条第29 項の規定による介護をするための時間(以 下「介護をするための時間」という。)の承 認を受けて勤務しない場合にあっては、当 該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間 から当該育児時間又は当該介護をするため の時間の承認を受けて勤務しない時間を減 じた時間を超えない範囲内で)行うものと

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年条例第26号)の一 部を次のように改正する。

改正後

(補償基礎額)

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若し くは水防従事者又は応急措置従事者(以 下「消防作業従事者等」という。)が、 消防作業に従事し、若しくは救急業務に 協力し又は応急措置の業務に従事した ことにより死亡し、負傷し、若しくは疾 病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措 置の業務に従事したことによる負傷若 しくは疾病により死亡し、若しくは障害 の状態となった場合には、9,700円とす る。ただし、その額が、その者の通常得 ている収入の日額に比して公正を欠く と認められるときは、14,500円を超えな い範囲内においてこれを増額した額と することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するもので、 団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」 という。)の事故発生日において、他に生 計のみちがなく、主として団員等の扶養を 受けていたものを扶養親族とし、扶養親族 のある団員等については、前項の規定によ る金額に、第1号に該当する扶養親族につ いては1人につき 100円を、第2号に該当 する扶養親族については1人につき 383 円を、第3号から第6号までのいずれかに 該当する扶養親族については1人につき 217円をそれぞれ加算して得た額をもって 補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する 日後の最初の4月1日から 22 歳に達する (III) (III)

第5条(略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

改正前

- (1) (略)
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若し くは水防従事者又は応急措置従事者(以 下「消防作業従事者等」という。)が、 消防作業に従事し、若しくは救急業務に 協力し又は応急措置の業務に従事した ことにより死亡し、負傷し、若しくは疾 病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措 置の業務に従事したことによる負傷若 しくは疾病により死亡し、若しくは障害 の状態となった場合には、9,100円とす る。ただし、その額が、その者の通常得 ている収入の日額に比して公正を欠く と認められるときは、14,200円を超えな い範囲内においてこれを増額した額と することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するもので、 団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」 という。)の事故発生日において、他に生 計のみちがなく、主として団員等の扶養を 受けていたものを扶養親族とし、扶養親族 のある団員等については、前項の規定によ る金額に、第1号又は第3号から第6号ま でのいずれかに該当する扶養親族につい ては1人につき217円を、第2号に該当す る扶養親族については1人につき333円 をそれぞれ加算して得た額をもって補償 基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する 日後の最初の4月1日から 22 歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある 子がいる団員等については、前項の規定に かかわらず、167円に当該期間にある当該 扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同 項の規定による額に加算した額をもって 補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

	勤務年数			
階級	10年未満	10年以上	20年以上	
	10平水闸	20年未満	20平以工	
団長及び	12 000⊞	13,700円	14 500⊞	
副団長	12,900円	13,700円	14,500円	
分団長及				
び副分団	11, 300	12, 100	12,900	
長				
部長・班				
長及び団	9,700	10, 500	<u>11, 300</u>	
員				
備考(略)			

日以後の最初の3月31日までの間(以下 この項において「特定期間」という。)に ある子がいる団員等については、前項の規 定にかかわらず、167円に特定期間にある 当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額 を同項の規定による額に加算した額をも って補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

1100 11					
		勤務年数			
階級	10年未満	10年以上	20年以上		
	10平木何	20年未満	20平以上		
団長及び	19 500⊞	12 250⊞	14 200⊞		
副団長	12,500円	13,350円	14,200円		
分団長及					
び副分団	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12, 500</u>		
長					
部長・班					
長及び団	9, 100	9,950	<u>10, 800</u>		
員					
備考(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5 条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の 生じた新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定す る損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日 以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定す る障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」と いう。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等 を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等に ついては、なお従前の例による。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年3月19日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第3号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第4号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第5号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(新潟県市町村総合事務組合規則第6号)

(5) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(新潟県市町村総合事務組合規則第7号)

- (6) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第8号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(新潟県市町村総合事務組合規則第9号)

- (8) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第10号)
- (9) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第11号)

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則(平成16年規則第11号)の一 部を次のように改正する。

改正後

(扶養親族の範囲)

- 第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) • (3) (略)

(届出)

- 第3条 新たに条例第11条第1項の職員たる 要件を具備するに至った職員は、別記様式第 1号の扶養親族届により、その旨を速やかに 管理者(その委任を受けた者を含む。次項、 次条及び第5条において同じ。)に届け出な ければならない。扶養手当を受けている職員 の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年 間の見込額その他の扶養の事実等に変更が あった場合についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が扶養の 事実等を認定することができる場合として 別に定める場合には、同項の規定による届出 を要しない。

(認定)

第4条 管理者は、<u>前条第1項</u>に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。<u>同条第2項に規定する場合においても、同様と</u>する。

 $2 \sim 4$ (略)

(支給の始期及び終期)

第4条の2 挟養手当の支給は、職員が新たに 条例第11条第1項の職員たる要件を具備す 改正前

(扶養親族の範囲)

- 第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養 手当又は民間事業所その他のこれに相当 する手当の支給の基礎となっている者

(2) • (3) (略)

(届出)

第3条 条例第 12 条第1項に規定する届出 は、別記様式第1号の扶養親族届により行う ものとする。

(認定)

第4条 管理者は、<u>前条</u>に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

るに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

扶 養 親 族 届

管理者		勤務公	署名	新潟県市	町村	t総合	事務	組合				
	杉	議 職名			氏	:名						
第3条第1項の規定に	_基づき次の	とおり届	け出まっ	۲.				(証明言		ì	重添付
届出の理由〈該当 □ 1 新たに職 □ 2 新たに挟 □ 3 扶養親族 ものを除く	員となった 養親族たる! たる要件をク	要件を具備	背するに				弟妹 -	で満22	2歳の4	年度	末を	超えた
技養親族の 続	±在日日	引居・別 別居の場合		別 所得)年都 金			事実の		届出	の事由
				-						-		
せて)記入す 2 「同居・別 3 「所得の年 ある場合に、	『居の別」欄 €額」欄には 、これらの₹ 雰由」欄には	で、別居 、給与所? 重類ごとに 、届出の:	の場合の 等、事業 こその年 理由の2	D住所地は 所得、7 額(見込む 又は3に	は市 下動産 額)を 該当	区町 笙所7 と記ノ する	村名 得、 ^全 くする	まで言 F金所 う。	己入す 「得等	る。 恒常	的な)	所得が
せて)記入す 2 「同居・別 3 「所得の年 ある場合に、 4 「届出の事 離婚、出生、 参考〈上記扶養新	でる。 別居の別」欄 差額」欄には 、これらの利 野由」欄には 、死亡、満6	で、別居。 、給与所? 重類ごとに 、届出の記 の歳以上等	の場合の 得、事業 こその年 理由の2 うかをそれ	D住所地の 動作、不 額(見込む は3に れぞれ記。	は市 下動産 額)を 該当 入す	区町 産所役 記 ナる る。	村名 事、 ^全 しする 場合	まで言 F金所)。 にそ(記入す 「得等」 の事由	る。 恒常 (例	的な) えば	所得が 婚姻、
せて)記入す 2 「同居・別 3 「所得の年 ある場合に、 4 「届出の事 離婚、出生、 参考〈上記扶養新	でる。 別居の別」欄 と額」欄には 、これらの和 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 、 ・ 、	で、別居。 、給与所? 重類ごとに 、届出の記 の歳以上等	の場合の 得、事業 こその年 理由の2 うかをそれ	D住所地の 動作、不 額(見込む は3に れぞれ記。	は市 下動産 額)を 該当 入す	区町 産所役 記 ナる る。	村名 事、 ^全 しする 場合	まで言 F金所)。 にそ(記入す 「得等」 の事由	る。 恒常 (例	的な) えば	所得が 婚姻、
せて)記入す 2 「同居・別 3 「所得の年 ある場合に、 4 「届出の事 離婚、出生、 参考〈上記扶養新	でる。 別居の別」欄 と額」欄には 、これらの和 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 、 ・ 、	で、別居。 、給与所? 重類ごとに 、届出の記 の歳以上等	の場合の 得、事業 こその年 理由の2 き)をそれ	D住所地の 動作、不 額(見込む は3に れぞれ記。	は市 下動産 額)を 該当 入す	区町 産所役 記 ナる る。	村名 事、 ^全 しする 場合	まで言 F金所)。 にそ(記入す 「得等」 の事由	る。 恒常 (例	的な) えば	所得が 婚姻、

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

扶養 手 当 認 定 簿

氏 名	
-----	--

1 扶養親族の状況

扶養親族の 氏 名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始時期)	届出(受理) 年月日	届出事実の 発生年月日	届出の事由 支給の始期・終期 (満22歳年度末)
			年 月 日	年 月 日	年 月分から
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分まで
			年 月 日	年 月 日	年 月分から
			年 月 日	年 月 日	年 月分まで
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
		+ <i>7</i> 1			年 月分まで
		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
		1 21 1			年 月分まで
1		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
		1 22 -			年 月分まで
		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
		1 22 60			年 月分まで
:		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
					年 月分まで
		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月分から
		-, -, -, -			年 月分まで
		(年4月~)	年 月 日	年 月 日	(年3月まで)

〈記入上の注意〉

- 1 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()内に記入する。
- 2 「届出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()内に記入する。
- 3 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する 時期を記入する。
- 4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出(受理)年月日」欄及び「届出事実の発生年 月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 5 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額の認定(支給額の改定)

2 大袞			芝皮(又超額)					管理者の認	定(確認)欄
	射始(終 額改定		認定扶養親族 (子以外)	認定扶養親族(子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の 月 額	認定等の事由	認定(確認) 年 月 日	職・氏名
年	月分	からまで	人	人	人	円		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	Ħ		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	Ħ		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	巴		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	田		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	田		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	田田		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	巴		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	E		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	H		年 月 日	
年	月分	から まで	人	人	人	H		年 月 日	

3	備	考			
L					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則(平成27年規則第2号)の一部を次の ように改正する。

改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組 合職員の給与に関する条例(平成16年条例第 13号。以下「条例」という。)第12条の規定に 基づき、地域手当に関し必要な事項を定める ものとする。

(支給割合)

第2条 条例<u>第12条第2項</u>の規則で定める割合は、100分の<u>1</u>とする。

(端数計算)

第3条 条例<u>第12条第2項</u>の規定による地域 手当の月額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額をもって当該地域 手当の月額とする。条例第19条、第23条第4 項及び第5項並びに第26条第3項に規定す る地域手当の月額に1円未満の端数がある ときも、同様とする。 (趣旨)

第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組 合職員の給与に関する条例(平成16年条例第 13号。以下「条例」という。) <u>第12条の2</u>の規 定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定 めるものとする。

改正前

(支給割合)

第2条 条例<u>第12条の2第2項</u>の規則で定め る割合は、100分の<u>1.5</u>とする。

(端数計算)

第3条 条例<u>第12条の2第2項</u>の規定による 地域手当の月額に1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額をもって当該 地域手当の月額とする。<u>同</u>条例第19条、第23 条第4項及び第5項並びに第26条第3項に 規定する地域手当の月額に1円未満の端数 があるときも、同様とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第5号

新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則(平成16年規則第12号)の一部を次 のように改正する。

改正後

改正前

(適用除外職員)

(適用除外職員)

第2条 条例第13条第1項の別に規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、管理者が居住 の実情を認定することができる場合として 別に定める場合には、同項の規定による届出 を要しない。

(確認及び決定)

第4条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例 第13条第1項の職員たる要件を具備するに 至った日の属する月の翌月(その日が月の初 第2条 条例第13条第1項の別に規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者(条例第11条に規定する扶養親族で条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第3条 (略)

2 (略)

(確認及び決定)

第4条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例 第13条第1項の職員たる要件を具備するに 至った日の属する月の翌月(その日が月の初 日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第6号

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する 規則

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成16年規則第37号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等)	
第1条の2 条例第22条第3項の規則で定め	
る勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間	
が6時間を超える場合の勤務とする。	
	(管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 (略)	第2条 (略)
	2 条例第 22 条第 3 項第 1 号の規則で定める
	勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超え
	<u>る場合の勤務とする。</u>
第3条 (略)	第3条 (略)
	2 条例第22条第1項の勤務をした後、引き
	続いて同条第2項の勤務をした職員には、そ
	の引き続く勤務に係る同条第2項の規定に
	よる管理職員特別勤務手当を支給しない。
第4条 次に掲げる場合には、条例第22条第	
2項の規定による管理職員特別勤務手当を	
支給しない。この場合において、職員がした	
同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。	
(1) 条例第 22 条第 1 項の勤務をした後、引	
き続いて同条第2項の勤務をした場合	
(2) 条例第 22 条第 2 項の勤務をした後、引	
き続いて同条第1項の勤務をした場合	
(勤務実績簿等)	(勤務実績簿等)
<u>第5条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
(雑則)	(雑則)
<u>第6条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第7号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年規則 第15号)の一部を次のように改正する。

改正後

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
 - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員100分の126.5以上100分の215以下
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の115以上110分の126.5未満
 - (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の103.5
 - (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100 分の95以下

2 · 3 (略)

第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該

改正前

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
 - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員100分の121.5以上100分の205以下
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の110以上110分の121.5未満
 - (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の98.5
 - (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100 分の90以下

2 • 3 (略)

第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該

当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の54以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の50.5
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の48.5以下
- 2 (略)

当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の51.5以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の48
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の46以下
- 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
 - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員100分の124以上100分の315以下
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職

改正前

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
 - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員100分の126.5以上100分の215以下
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職

- 員 100分の112.5以上110分の124未満
- (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の101
- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100 分の92.5以下

2 · 3 (略)

- 第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の 成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該 当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内において、管理者が定めるものとする。
 - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の52.75以上
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の49.25
 - (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の47.25以下
- 2 (略)

- 員 100分の115以上110分の126.5未満
- (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の103.5
- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100 分の95以下

2 • 3 (略)

- 第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の 成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該 当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内において、管理者が定めるものとする。
 - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の54以上
 - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の50.5
 - (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の48.5以下
- 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第8号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第8号)の 一部を次のように改正する。

改正後

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第8条 (略)

第8条 (略) 2 · 3 (略)

2 · 3 (略)

- 4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出 勤務開始日とされた日の前日までに、次の各 号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に は、当該請求はされなかったものとみなす。
- 勤務開始日とされた日の前日までに、次の各 号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に は、当該請求はされなかったものとみなす。

4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出

改正前

 $(1)\sim(4)$ (略)

- $(1)\sim(4)$ (略)
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合の ほか、当該請求をした職員の子が条例第8 条の3第1項に規定する子に該当しなく なった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合の ほか、当該請求をした職員が条例第8条の 3第1項に規定する職員に該当しなくな った場合

 $5 \sim 7$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

8 条例第8条の3第1項第2号の規則で定 めるものは、児童福祉法第6条の2の2第4 項に規定する放課後等デイサービスを行う 事業若しくは同法第6条の3第2項に規定 する放課後児童健全育成事業を行う施設、同 条第14項に規定する子育て援助活動支援事 業における同項各号に掲げる援助を行う場 所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123 号) 第77条に規定する地域生活支援事業とし て実施する日中における一時的な見守り等 の支援を行う施設又は文部科学省の補助事 業である学校・家庭・地域の連携による教育 支援活動促進事業として実施する放課後等 における学習その他の活動を行う場所にそ の子(各事業を利用するものに限る。)を出 迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員と する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第9条 (略)

第9条 (略)

 $2\sim6$ (略) $2\sim6$ (略)

7 時間外勤務制限開始日から起算して時間 | 7 時間外勤務制限開始日から起算して時間

外勤務の制限の請求に係る期間を経過する 日の前日までの間に、次の各号に掲げるいず れかの事由が生じた場合には、時間外勤務の 制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当 該事由が生じた日までの期間についての請 求であったものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期 に達した場合

8 · 9 (略) (特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次 の各号に定める場合とし、その期間は、当該 各号に定める期間とする。

(1)~(13) (略)

(14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子(配偶者の子を含む。以 下この号において同じ。) を養育する職員 が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾 病にかかったその子の世話、疾病の予防を 図るために必要なものとして管理者が定 めるその子の世話若しくは学校保健安全 法(昭和33年法律第56号)第20条の規定に よる学校の休業その他これに準ずるもの として管理者が定める事由に伴うその子 の世話を行うこと又はその子の教育若し くは保育に係る行事のうち管理者が定め るものへの参加をすることをいう。)のた め勤務しないことが相当であると認めら れる場合 一の年において5日(その養育 する9歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子が2人以上の場合に あっては、10日)の範囲内の期間

(15)~(22) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

外勤務の制限の請求に係る期間を経過する 日の前日までの間に、次の各号に掲げるいず れかの事由が生じた場合には、時間外勤務の 制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当 該事由が生じた日までの期間についての請 求であったものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 当該請求に係る子が、条例第9条第2項 の規定による請求にあっては3歳に、同条 第3項の規定による請求にあっては小学 校就学の始期に達した場合

8 · 9 (略) (特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次 の各号に定める場合とし、その期間は、当該 各号に定める期間とする。

(1)~(13) (略)

(14) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(15)~(22) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第9号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規 則第2号)の一部を次のように改正する。

	改正後		改正前					
別表第2			,	別表第2				
種類	事由	期間		種類	事由	期間		
(略)				(略)				
(13) 男性	(略)			(13) 男性	(略)			
職員の				職員の				
育児参				育児参				
加				加				
14) 私傷	パートタイム会	一の年度におい						
<u>病</u>	計年度任用職員	て管理者の定め						
	が負傷又は疾病	<u>る期間</u>						
	のため療養する							
	必要があり、その							
	勤務しないこと							
	がやむを得ない							
	と認められる場							
	<u>合</u>							
別表第3	1			別表第3	T			
種類	事由	期間		種類	事由	期間		
(略)				(略)				
(2) 子の	9歳に達する日	一の年度におい		(2) 子の	小学校就学の始	一の年度におい		
看護	以後の最初の3	て5日(その養育		看 護	期に達するまで	て5日(その養育		
	月 31 日までの間	する <u>9歳に達す</u>		(小学	の子(配偶者の子	する <u>小学校就学</u>		
		る日以後の最初		校就学	を含む。以下この	の始期に達する		
		の3月31日まで		<u>前)</u>		<u>までの</u> 子が 2 人		
		<u>の間にある</u> 子が				以上の場合にあ		
		2人以上の場合				っては、10日)の		
		にあっては、10			計年度任用職員			
		日)の範囲内の期			(1週間の勤務			
	員(1週間の勤務	間			日が3日以上と			
	日が3日以上と				されている者又は週以外の期間			
	されている者又は週以外の期間				は週以外の期間によって勘路口			
	は週以外の期間によって勘路口				によって勤務日が定められてい			
	によって勤務日				が定められてい			

が定められてい る者で1年間の 勤務日が 121 日 以上であるもの であって、6月以 上の任期が定め られているもの 又は6月以上継 続勤務している ものに限る。)が、 その子の看護等 (負傷し、若しく は疾病にかかっ たその子の世話、 疾病の予防を図 るために必要な ものとして管理 者が定めるその 子の世話若しく は学校保健安全 法(昭和 33 年法 律第56号)第20 条の規定による 学校の休業その 他これに準ずる ものとして管理 者が定める事由 に伴うその子の 世話を行うこと 又はその子の教 育若しくは保育 に係る行事のう ち管理者が定め るものへの参加 をすることをい う。) のため勤務 しないことが相 当であると認め られる場合

(略)

る者で1年間の 勤務日が 121 日 以上であるもの であって、6月以 上の任期が定め られているもの 又は6月以上継 続勤務している ものに限る。)が、 その子の看護(負 傷し、若しくは疾 病にかかったそ の子の世話又は 疾病の予防を図 るために必要な ものとして管理 者が定めるその 子の世話を行う ことをいう。)の ため勤務しない ことが相当であ ると認められる 場合

(略)

40

(6) 公務	(略)	(6) 公務	(略)	
上の傷		上の傷		
病		病		
		(7) 私傷	パートタイム会	一の年度におい
		<u>病</u>	計年度任用職員	て管理者の定め
			が負傷又は疾病	<u>る期間</u>
			のため療養する	
			必要があり、その	
			勤務しないこと	
			がやむを得ない	
			と認められる場	
			<u>合</u>	
(7) 骨髄	(略)	(8) 骨髄	(略)	
等ドナ		等ドナ		
<u> </u>		_		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 第1条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則(平成16年規則第19 号)の一部を次のように改正する。

改正後

(条例第26条第4項の規則で定める事業)

- 第22条の2 条例第26条第4項の規則で 定める事業は、次の各号のいずれかに該 当するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) その事業について当該事業を実施 する受給資格者が第37条第1項に規 定する<u>再就職手当</u>の支給を受けたも の
 - (3) (略)

(就業促進手当等に相当する退職手当 の支給手続)

第37条 受給資格者又は条例第26条第15 項に規定する者は、同条第11項第4号か ら第6号までの規定による退職手当の 支給を受けようとするときは、同項第4 号の規定による退職手当のうち雇用保 険法第56条の3第1項第1号に該当す る者に係る就業促進手当(雇用保険法施 行規則(昭和50年労働省令第3号)第83 条の4に規定する就業促進定着手当(以 下「就業促進定着手当」という。)を除 く。以下「再就職手当」という。) に相 当する退職手当にあっては別記様式第2 6号による再就職手当に相当する退職手 当支給申請書に、同号に該当する者に係 る就業促進手当(就業促進定着手当に限 る。) に相当する退職手当にあっては別 記様式第26号の2による就業促進定着 手当に相当する退職手当支給申請書に、 同項第2号に該当する者に係る就業促 進手当(以下「常用就職支度手当」とい う。) に相当する退職手当にあっては別

改正前

(条例第26条第4項の規則で定める事業)

- 第22条の2 条例第26条第4項の規則で 定める事業は、次の各号のいずれかに該 当するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) その事業について当該事業を実施 する受給資格者が第37条第1項に規 定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支 給を受けたもの
 - (3) (略)

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第37条 受給資格者又は条例第26条第15 項に規定する者は、同条第11項第4号か ら第6号までの規定による退職手当の 支給を受けようとするときは、同項第4 号の規定による退職手当のうち雇用保 険法第56条の3第1項第1号イに該当 する者に係る就業促進手当(以下「就業 <u>手当」という。)に相当する退職手当に</u> あっては別記様式第25号による就業手 当に相当する退職手当支給申請書に、同 号ロに該当する者に係る就業促進手当 (雇用保険法施行規則(昭和50年労働省 令第3号)第83条の4に規定する就業促 進定着手当(以下「就業促進定着手当」 という。)を除く。以下「再就職手当」 という。) に相当する退職手当にあって は別記様式第26号による再就職手当に 相当する退職手当支給申請書に、同号ロ に該当する者に係る就業促進手当(就業 促進定着手当に限る。) に相当する退職 手当にあっては別記様式第26号の2に

記様式第27号による常用就職支度手当 に相当する退職手当支給申請書に、条例 第26条第11項第5号の規定による退職 手当のうち雇用保険法第59条第1項第 1号に該当する行為をする者に係る求 職活動支援費に相当する退職手当にあ っては別記様式第28号による移転費に 相当する退職手当支給申請書に、同項第 6号の規定による退職手当のうち雇用 保険法第59条第1項第1号に該当する 行為をする者に係る求職活動支援費に 相当する退職手当にあっては別記様式 第29号による求職活動支援費(広域求職 活動費) に相当する退職手当支給申請書 に、同項第2号に該当する行為をする者 に係る求職活動支援費に相当する退職 手当にあっては別記様式第29号の2に よる求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当支給申請書に、同項 第3号に該当する行為をする者に係る 求職活動支援費に相当する退職手当に あっては別記様式第29号の3による求 職活動支援費(求職活動関係役務利用 費) に相当する退職手当支給申請書にそ れぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又 は特例受給資格証を添えて管理者に提 出しなければならない。ただし、受給資 格証、高年齢受給資格証又は特例受給資 格証を提出することができないことに ついて正当な理由があるときは、これを 添えないことができる。

よる就業促進定着手当に相当する退職 手当支給申請書に、同項第2号に該当す る者に係る就業促進手当(以下「常用就 職支度手当」という。) に相当する退職 手当にあっては別記様式第27号による 常用就職支度手当に相当する退職手当 支給申請書に、条例第26条第11項第5号 の規定による退職手当のうち雇用保険 法第59条第1項第1号に該当する行為 をする者に係る求職活動支援費に相当 する退職手当にあっては別記様式第28 号による移転費に相当する退職手当支 給申請書に、同項第6号の規定による退 職手当のうち雇用保険法第59条第1項 第1号に該当する行為をする者に係る 求職活動支援費に相当する退職手当に あっては別記様式第29号による求職活 動支援費(広域求職活動費)に相当する 退職手当支給申請書に、同項第2号に該 当する行為をする者に係る求職活動支 援費に相当する退職手当にあっては別 記様式第29号の2による求職活動支援 費(短期訓練受講費)に相当する退職手 当支給申請書に、同項第3号に該当する 行為をする者に係る求職活動支援費に 相当する退職手当にあっては別記様式 第29号の3による求職活動支援費(求職 活動関係役務利用費) に相当する退職手 当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高 年齢受給資格証又は特例受給資格証を 添えて管理者に提出しなければならな い。ただし、受給資格証、高年齢受給資 格証又は特例受給資格証を提出するこ とができないことについて正当な理由 があるときは、これを添えないことがで きる。

(略) 2 (略)

2

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号 削除

第2条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改 正する。

別記様式第32号から別記様式第34号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7 年6月1日から施行する。

(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 施行規則の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則(平成16年規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後

(休業補償を行わない場合)

- 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で 定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) (略)

改正前

(休業補償を行わない場合)

- 第6条の2 条例第8条ただし書の規則で 定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行 のため若しくは死刑の言渡しを受けて 刑事施設(少年法(昭和23年法律第168 号)第56条第3項の規定により少年院 において刑を執行する場合における当 該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役 場に留置されている場合又は法廷等の 秩序維持に関する法律(昭和27年法律 第286号)第2条の規定による監置の裁 判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部 改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則 (平成19年規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後

(損害補償のうち休業補償を行わない場 合)

- 第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団 員等公務災害補償条例(平成16年条例第 26号。以下「条例」という。)第8条ただ し書の規則で定める場合は、次の各号に 掲げる場合とする。
 - (1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のた め若しくは死刑の言渡しを受けて刑事 施設(少年法(昭和23年法律第168号)第

改正前

(損害補償のうち休業補償を行わない場 合)

- 第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団 員等公務災害補償条例(平成16年条例第 26号。以下「条例」という。)第8条ただ し書の規則で定める場合は、次の各号に 掲げる場合とする。
 - (1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行 のため若しくは死刑の言渡しを受けて 刑事施設(少年法(昭和23年法律第168

56条第3項の規定により少年院におい て刑を執行する場合における当該少年 院を含む。)に拘置されている場合、労 役場留置の言渡しを受けて労役場に留 置されている場合又は法廷等の秩序維 持に関する法律(昭和27年法律第286 号)第2条の規定による監置の裁判の 執行のため監置場に留置されている場

合

(2) (略)

号)第56条第3項の規定により少年院 において刑を執行する場合における当 該少年院を含む。)に拘置されている場 合、労役場留置の言渡しを受けて労役 場に留置されている場合又は法廷等の 秩序維持に関する法律(昭和27年法律 第286号)第2条の規定による監置の裁 判の執行のため監置場に留置されてい る場合

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 附則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。